

テーマ3【個別銘柄の株式は全面的に禁止すべきか、条件付きで売買を解禁すべきか。】

A案-全面的に禁止すべき

●現行制度

被監査会社の株式保有は原則として禁止されている。

⇒株式の保有は、公認会計士法 24 条第 2 項の「著しい利害関係」にあたり、同法 2 条第 1 項より、財務諸表の監査証明業務を行うことができない。

●趣旨

・精神的独立性の保持

⇒監査人が被監査会社の株式を保有している場合、社会は監査人が表明した意見に疑念を抱く恐れがある

⇒自己利益の阻害要因が発生し、不適切な監査意見を表明してしまう恐れがある。

・インサイダー取引の防止

⇒監査人は、被監査会社の内情を知りえる立場にあり、非公開情報を利用して不当な利益を得ることができる。

●全面禁止したほうが良い理由

・独立性の確保は財務諸表監査制度を支える最低限の基礎的条件である。

⇒被監査会社から金銭的に独立した立場から表明する意見でないと社会からの信頼は得られない。

・潜在的な独立性違反の防止

⇒保有銘柄を網羅的に把握していない場合、株式の保有それ自体が独立性違反のリスクとなり得る。

・経済社会全体の奉仕者としての公認会計士の存在

⇒公認会計士は、国民経済の健全な発展に寄与することが使命とされているため、株式の運用等の個人的な利益追求よりも、社会全体にとっての利益が優先される。